

○厚生労働省令第一百十八号

薬剤師法施行令（昭和三十六年政令第十三号）第三条及び第十一条の規定に基づき、薬剤師法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年九月二十八日

厚生労働大臣 加藤 勝信

薬剤師法施行規則の一部を改正する省令

薬剤師法施行規則（昭和三十六年厚生省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

改正後

(免許の申請手続)

第一条 (略)

2 令第三条の規定により前項の申請書に添えなければならない書類は、次のとおりとする。

一 戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第七条第五号に掲げる事項を記載したものに限る。第六条第二項において同じ。)若しくは住民票記載事項証明書(同法第七条第一号から第三号まで及び第五号に掲げる事項を記載したものに限る。第六条第二項において同じ。)(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十九条の三に規定する中长期在留者(以下「中长期在留者」という。)及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)に定める特別永住者(以下「特別永住者」という。))にあつては住民票の写し(住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。第三条第二項及び第五条第二項において同じ。)(又は住民票記載事項証明書(同法第七条第一号から第三号までに掲げる事項及び同法第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。第三条第二項及び第五条第二項において同じ。))とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写しとする。第六条第二項において同じ。)(薬剤師国家試験の申請時から氏名、性別、本籍地、道府県名又は国籍に変更があつた者については、戸籍の謄本又は抄本(中长期在留者及び特別永住者にあつては住民票の写し(住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。))又は住民票記載事項証明書(住民基本台帳法

改正前

(免許の申請手続)

第一条 (略)

2 令第三条の規定により前項の申請書に添えなければならない書類は、次のとおりとする。

一 戸籍の謄本又は抄本(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十九条の三に規定する中长期在留者(以下「中长期在留者」という。))及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)に定める特別永住者(以下「特別永住者」という。))にあつては住民票の写し(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。第三条第二項及び第五条第二項において同じ。))とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写しとする。)

第七条第一号から第三号までに掲げる事項及び同法第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限り、及び当該変更を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写し及び当該変更を証する書類とする。）

二〇四 (略)

3 (略)

(薬剤師名簿の訂正の申請手続)

第三条 (略)

2 前項の申請書には、戸籍の謄本又は抄本（中長期在留者及び特別永住者にあつては住民票の写し又は住民票記載事項証明書及び令第五条第一項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の事由を証する書類とする。）を添えなければならない。

3 (略)

(免許証の書換え交付申請)

第五条 (略)

2 前項の申請書には、戸籍の謄本又は抄本（中長期在留者及び特別永住者にあつては住民票の写し又は住民票記載事項証明書及び令第八条第一項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の事由を証する書類とする。）を添えなければならない。

3・4 (略)

(免許証の再交付申請)

第六条 (略)

2 前項の申請書には、戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し

二〇四 (略)

3 (略)

(薬剤師名簿の訂正の申請手続)

第三条 (略)

2 前項の申請書には、戸籍の謄本又は抄本（中長期在留者及び特別永住者にあつては住民票の写し及び令第五条第一項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の事由を証する書類とする。）を添えなければならない。

3 (略)

(免許証の書換え交付申請)

第五条 (略)

2 前項の申請書には、戸籍の謄本又は抄本（中長期在留者及び特別永住者にあつては住民票の写し及び令第八条第一項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の事由を証する書類とする。）を添えなければならない。

3・4 (略)

(免許証の再交付申請)

第六条 (略)

2 前項の申請書には、戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し

若しくは住民票記載事項証明書を添えなければならない。

3・4
(略)

(住民基本台帳法第七条第五号に掲げる事項(中长期在留者及び特別永住者にあつては、同法第三十条の四十五に規定する国籍等)を記載したものに限る。)(出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては、旅券その他の身分を証する書類の写し。)を添えなければならない。

3
3・4
(略)

様式第一中 「厚生労働大臣 殿」を「厚生労働大臣 殿」に改める。

様式第二中 「3 変更前の氏名又は本籍地都道府県名若しくは国籍」を「3 変更前の氏名、本籍地都道府県名若しくは国籍又は性別」に、「厚生労働大臣 殿」を「厚生労働大臣 殿」に改める。

様式第四、様式第五、様式第六の二、様式第六の四、様式第六の五、様式第七及び様式第九中「厚生労働大臣 殿」を「厚生労働大臣 殿」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、平成三十年十月三十一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。